令和８年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市飾磨区中島１丁目309番地　レオパレスファーストプラザ105
債務者　竹下　和郎
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１０号
兵庫県姫路市御国野町御着708番地　県営姫路御着住宅１号棟308号
債務者　渡邊　将典
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市御国野町御着708番地　県営姫路御着住宅１号棟308号
債務者　渡邊由香理
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４２号
奈良県大和郡山市冠山町２番47号　ベルコリーヌ冠山207
債務者　土井　　龍
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６６号
奈良県大和郡山市額田部北町1123番地３　シティパルⅠ101
債務者　森脇　晴人
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６７号
奈良県大和郡山市額田部北町1123番地３　シティパルⅠ101
債務者　森脇　柚花
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３２号
奈良県香芝市下田西三丁目５番19―406号　高谷マンション
債務者　大橋　正人
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３５１号
和歌山市直川2451番地
債務者　北川　　新
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３６０号
和歌山県橋本市東家905番地　救護施設　悠久の郷、前住所和歌山県新宮市春日１番27号
債務者　山口　美暁
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
和歌山市和歌浦東１丁目９番18号
債務者　清水　大地
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３６２号
和歌山市松ケ丘３丁目２番４号
債務者　野田　稔之
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８８号
鳥取県米子市西福原６丁目10番25号
債務者　野口　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５１９号
岡山県和気郡和気町大田原357番地７　大田原アパート７号室、旧住所岡山県備前市野谷250番地３
債務者　近藤真樹子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３０号
岡山市南区洲崎三丁目４番５号　ヴィラ・マウントワン洲崎Ｂ302号
債務者　佐藤　正章
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５３号
岡山市北区富田171番地２　メゾンカルム富田Ｂ201、旧住所大阪市淀川区西三国４丁目６番10―902号
債務者　橋本　　愛
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５４号
岡山県玉野市田井５丁目23番26号
債務者　大鷹　葉月
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０５号
広島県呉市東畑１丁目２番18号―302号
債務者　爲政　奈央
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
広島地方裁判所呉支部